

日弁連総第55号
2014年（平成26年）9月3日

警察庁長官 米 田 壮 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進

勸 告 書

当連合会では、乙さん、丙さん、丁さん及び戊さんから申立てがなされた失踪者のDNAデータに関する人権救済申立事件（2011年度第41号）について調査した結果、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

1984年（昭和59年）6月21日に山形県遊佐海岸で発見された身元不明の女性の遺体が、朝鮮民主主義人民共和国当局による拉致が疑われる甲さん（1964年生、失踪時の住所・山梨県甲府市）と同一人物であると認定した根拠とされるDNA型鑑定書（エレクトロフェログラム資料添付のもの）について、甲さんの家族（乙さん及び丙さん）及びその代理人が謄写することを認めるよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

失踪者のDNAデータに関する人権救済申立事件
調査報告書

2014年（平成26年）8月21日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 失踪者のDNAデータに関する人権救済申立事件(2011年度第41号)
受付日 2012年(平成24年)3月5日
申立人 乙外3名
相手方 警察庁長官

第1 結論

警察庁長官に対して、下記勧告を行うことが相当である。

記

1984年(昭和59年)6月21日に山形県遊佐海岸で発見された身元不明の女性の遺体が、朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)当局による拉致が疑われる甲さん(1964年生まれ、失踪時の住所・山梨県甲府市)と同一人物であると認定した根拠とされるDNA型鑑定書(エレクトロフェログラム資料添付のもの)について、甲さんの家族(乙さん及び丙さん)及びその代理人が謄写することを認めるよう勧告する。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

山梨県警察が、1984年(昭和59年)6月21日に山形県遊佐海岸で発見された身元不明の女性(以下「Y女」という。)の遺体について、山梨県警察が名古屋大学大学院医学系研究科に嘱託して実施したDNA型鑑定(以下「本件DNA型鑑定」という。)を根拠として、甲さんの遺体であるとする発表・捜査には、甲さん、その家族及びY女に対する重大な人権侵害があり、かつそれらが拉致問題解決への重大な障害になっていることに鑑み、警察庁宛てに、緊急に下記の措置を講ずるよう要望書を提出すること。

- (1) 警察庁は、甲さんをY女と同一人物であるとした2004年(平成16年)3月5日の山梨県警察の発表について、提起された矛盾について調査し、真相を明らかにされたい。
- (2) 警察庁は、甲さんとY女が同一人物であるとする唯一の根拠である本件DNA型鑑定書について、甲さんの家族(申立人乙さん、同丙さん)及び同代理人が謄写することを認めるなど、開示されたい。

2 申立ての理由(概要)

(1) 甲さんの失踪と人権救済申立

甲さんは、1984年6月4日、山梨県甲府市の自宅から失踪した。その後、同年6月8日に新潟県柏崎市の荒浜海岸において、本人所有のセカンド

バックが発見されたが、それ以降の消息は不明である。

2004年（平成16年）1月29日、北朝鮮当局により拉致されたとされる失踪者16名について、当連合会に対して人権救済申立てがなされ、甲さんも対象者の一人であった（以下、当該人権救済申立事件を「2004年申立事件」という。）。

(2) 山梨県警察の発表

2004年申立事件が審理されていた2004年3月5日に、山梨県警察は記者会見を行い、甲さんの失踪から17日後の同年6月21日に山形県遊佐町の海岸で発見された身元不明遺体Y女の骨髄と甲さんの双子の妹丙さんの血液をDNA型鑑定したところ、DNA型が一致したとして、このY女と甲さんが同一人物であると発表した。

ところが、Y女と甲さんが同一人物であるとするには、下記の主要な問題点があった。

記

- ・甲さんとY女の身体的特徴等には多くの相違点がある。
- ・山梨県警察は、Y女の試料を全て使い切ったとして、再鑑定が不可能としている。
- ・山梨県警察は、丙さんからのみ鑑定資料を入手し、母である乙さんからは一切鑑定資料を入手しなかった。
- ・山梨県警察は、甲さんとY女を結びつける唯一の根拠であるDNA型鑑定書を開示せず、家族には閲覧のみを許可し、謄写は認めていない。

(3) 当連合会の要望及び本件DNA型鑑定に対する評価

2005年（平成17年）3月29日、当連合会は2004年申立事件について、内閣総理大臣、外務大臣、警察庁長官に対し、16名全員が北朝鮮により拉致された疑いが存在するため、真相究明と所在確認後の帰国について努力を求める要望を行った。その根拠となった認定事実は、別紙（2005年（平成17年）3月付け「北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件調査報告書」において認定された甲さんにかかる事実経過（抜粋））のとおりである。このとき当連合会は、Y女と甲さんを同一人物であるとする結論の根拠となった本件DNA型鑑定の結果について、主に前記の問題点を指摘した上で、甲さんが拉致された可能性があるとして、上記の要望に至った。

(4) 警察庁の責任

しかし、山梨県警察は、2004年申立事件における要望後も、合理的根拠がないまま、Y女と甲さんを同一人物であるとする立場を変えていない。

拉致問題は、日本国の主権、国民の人権に対する重大な侵害であり、警察においても、都道府県警個別の対応ではなく、警察庁警備局外事情報部の指揮の下に行われており、甲さんに対する本件も山梨県警察が独自の判断で行ったものとは考えられない。

よって、申立人らは、警察庁の責任において真相を明らかにし、適切な対応をとるべく、本件申立てに至った。

第3 調査の経緯

2012年	4月17日	予備審査の開始
2012年	7月20日	申立人代理人弁護士からの事情聴取
2012年10月	15日	予備審査報告書提出
2012年10月	24日	本調査開始
2012年11月	1日	警察庁長官へ照会
2012年11月	29日	警察庁警備局外事情報部外事課長から回答
2014年	4月23日	申立人代理人弁護士から補充意見書提出

第4 警察庁長官宛ての照会及び回答内容

照会概要1 山梨県警察は、DNA型鑑定に付すべきY女の試料は、全て使い切り、再鑑定は不可能であると説明しているようだが、DNA型鑑定に付すべきY女の試料は現在存在していないというのは事実か。

(回答) 昭和59年6月21日に山形県遊佐海岸で発見された身元不明死体の資料(以下「本件資料」という。)は、全て消費されています。

照会概要2 甲氏とY女が同一人物であるとする積極的な根拠として、前記DNA型鑑定の結果以外に存在するか。

存在するとすれば、その根拠を、具体的に御説明ください。

(回答) 名古屋大学大学院医学系研究科において行われた本件資料に係るDNA型鑑定(以下「本件DNA型鑑定」という。)は、刑事訴訟法等の法令に基づく厳格な手続きに従って実施したものであり、信頼性の極めて高いものと考えております。

山梨県警察においては、検視及び司法解剖の結果得られた血液型、性別、推定年齢、推定身長等に関する事項、本件DNA型鑑定の結果等を踏まえ、当該身元不明死体が甲氏の御遺体であると

判断したものと承知しています。

なお、山梨県警察においては、甲氏の御遺体であると判断することに関し、法医学の専門家等に確認し、その回答内容はいずれも甲氏の御遺体であると判断することと矛盾はないものであると承知しています。

照会概要 3 甲氏関係者に対し、前記DNA型鑑定書の閲覧を認めたにもかかわらず、謄写が認められないのは何故か。

(回答) 山梨県警察においては、本件DNA型鑑定の鑑定書について、刑事訴訟法47条(訴訟書類の非公開)の趣旨が捜査、裁判に対する不当な影響を引き起こすことを防止することにあるとされていることなどに鑑み、同鑑定書の公開が及ぼす影響等を勘案し、これを公開してこなかったところ、同鑑定書の写しの交付についても、同鑑定書を公開することと同様の結果をもたらす可能性があることから、これを行ってこなかったところであります。

なお、山梨県警察においては、平成16年以降2度にわたり、御家族等に対して同鑑定書を提示して説明を行っており、また本件DNA型鑑定を行った鑑定人においても、平成16年に同鑑定書を提示して直接御説明をしております。

第5 2004年申立事件の認定を変更する事情がないこと

1 甲さんが北朝鮮による拉致の被害者である疑いがあるとの認定

前記のとおり、甲さんは、2004年申立事件の対象者の一人であり、当連合会は、甲さんの失踪について、下記のとおり、北朝鮮当局による拉致の被害者である疑いがあると認定した。

記

北朝鮮当局によって拉致されたと即断することはできないが、事故などに遭遇した形跡が認められないこと、自殺、家出などの失踪の理由がないこと、失踪時の状況が不自然であること、日本国内で生活している痕跡が認められないこと、北朝鮮当局による関与が疑われることなどから、北朝鮮当局による拉致の被害者である疑いがあると判断すべきである。

2 拉致の被害者である疑いがあるとした理由

当連合会は、2004年申立事件において、甲さんが北朝鮮当局による拉致の被害者である疑いがあると認定するに当たって、本件DNA型鑑定においてY女が甲さんと同一人物であるとされたことに関し、下記のとおり言及した。

記

a DNA型鑑定結果と一致しない多数の事情が存在する

- 1) 歯科医師がY女の遺体写真及び司法解剖鑑定書を見て確認したところによると、遺体にはフィッシャーシーラント（小窩裂溝封鎖材＝歯の表面に存在する溝やくぼみのような虫歯になりやすい不潔部位をなくすために、これを封鎖して、虫歯の発生を予防するための材料）による治療痕が認められる。他方、甲さんは歯が良く、そのような治療をしていない。
- 2) 甲さんの歯は歯医者にはほとんどかかっていたほどに健康であった。これに対して遺体からは13本抜け落ちている上、残存していた18本の歯のうち10本に治療痕が認められた。
- 3) 甲さんの母親及び妹が司法解剖鑑定書、遺留品の写真、身元不明死亡票（遺留品の衣類のサイズなど記載）で確認したところによると、遺体の着衣（ジーンズ、ブラジャー、ガードル）のサイズが甲さんの体形と合わず、遺体のジーンズ、下着、白のネックレスなども含めて、いずれも甲さんが持っていたものではない（遺体のジーンズは皮をほどこしている珍しいデザインであり、ノスタルジックスペンドというクラシックカーに乗った男性の絵のロゴの製品であるが、甲さんはそのようなジーンズを持っていない。）。
- 4) 司法解剖鑑定書によると、遺体のサイズは、頭頂部から臀部下端まで（いわゆる座高の長さ）が95cmであるが、甲さんの座高の長さとして76cmも食い違いがある。
- 5) 遺体の損傷が激しく（頭部及び切断された上肢左腕は白骨化していること、両脚・右腕は切断されていること、胴体は死ろう化が進んでいること。）、写真からは性別・年齢を含めて人物の特定ができない。
- 6) DNA型鑑定の「試料」を取り違えた可能性も否定できない。
- 7) 下記bないしeの事情が存在する。

b 目撃証言

2003年（平成15年）5月2日付けの雑誌「フライデー」には、平壤市にある「5454部隊」で何度か見かけた女性が「甲さんにそっくり」であるとA氏（元北朝鮮工作員）が証言したことが書かれている。

c 失踪の理由が見当たらない（事故、自殺の可能性はない。）

甲さんは、失踪当時、大学を目指して受験勉強とアルバイトを行うという規則正しい生活を送っていた。したがって、家出や自殺など自らの意思

により失踪する理由は見当たらない。また、事故に巻き込まれた事情もない。

d 失踪時の状況が不自然である。

新潟県柏崎市荒浜海岸でセカンドバッグが見つかったと連絡が入った翌日（6月9日）、両親と叔父（父の弟）の3人が現地に出向き、警察官の案内で荒浜海岸を歩き、辺りを搜索した。しかし、甲さんの自殺に結びつくような痕跡はなかった。

また、甲さんは外出時に、セカンドバッグだけではなく、ショルダーバッグ（縦30cm、横50cm程度、ジーンズとカーディガンが1枚ずつ入る程度の大きさ）を持って出かけた。これは図書館通いの時の通常の持ち物だが、発見されていない。

e その他の事情について

1) セカンドバッグが発見された地点は、1978年（昭和53年）に蓮池薫さんらが拉致された現場からわずか2～3kmの距離にあり、北朝鮮工作員が出入りしていた可能性が高い。本件地点より東方向の新潟市海岸では1977年（昭和52年）に横田めぐみさんも拉致されている。

2) 失踪後1か月ほどしてから、自宅に無言電話が入った。妹（丙さん）が甲さんだと確信して話しかけても、電話の相手はじっと耳を澄ましている様子であり、やがてすすり泣くような声が聞こえて15分後には電話は切られている。

以上のとおり、DNA型鑑定結果が公表されているものの、遺体Y女と甲さんの同一性を疑わせる多数の事情が存在することから、遺体Y女と甲さんとの同一性についての疑問が完全に払拭しきれていない。しかも、上記bないしeの各事情も考慮すると、甲さんについて北朝鮮当局により拉致された疑いがある。

3 甲さんが拉致の被害者である疑いがあるとの当連合会の判断を変更すべき事情がないこと

当連合会は、2004年申立事件において、上記のとおり検討した上で、甲さんは北朝鮮当局の拉致の被害者である疑いがあると認定したが、その判断以降、甲さんが拉致の被害者であるかについての新たな情報は覚知されていないので、現時点において、2004年申立事件における当連合会の判断を変更する事情はない。

第6 当委員会の判断

1 申立人らがDNA型鑑定書の謄写を求めている理由

申立人らが本件人権救済申立事件においてDNA型鑑定書の謄写を求めている理由は、捜査当局が甲さんが死亡したことの根拠としている本件DNA型鑑定の結果が、甲さんの拉致問題の真相を解明する方向で進展していない最大の原因となっており、本件DNA型鑑定の結果が正当か否かの検証が不可欠であると考えているからである。

そのため、申立人らは、この2004年に公表された本件DNA型鑑定の結果を現在のDNA型鑑定手法の科学的到達点に立って検証するために本件DNA型鑑定書を謄写して入手したいが、警察当局が現時点でその謄写を拒否することは、甲さん及びその家族に対する重大な人権侵害であると主張しているものである。

2 申立人らがDNA型鑑定書の謄写を求める権利について

(1) 憲法13条の本件における意義

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については」「最大の尊重を必要とする」と定めており、一般原理の表明にとどまらず、個人の尊重、生命・自由及び幸福追求という個人の人格的生存に不可欠の権利である幸福追求権を宣明するものである。そして、今日では、幸福追求権によって基礎付けられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であるとするのが通説となっている。

そして、プライバシー権は、他人からみだりに自己の私的な事柄についての情報を取得されたり、他人に自己の私的な事柄をみだりに第三者に公表されたり利用されたりしない私生活上の自由として、人格的自律や私生活上の平穏を確保するための私法上の権利として認められた人格権の一内容として、憲法13条によって保障されている。

さらに、今日の情報化社会の進展に伴い、個人に関する情報が膨大に収集され、独占的・集中的に管理されている状況にあるが、このような社会においては、人格的自律と私生活上の平穏を実効的に確保するためには自己のプライバシーに属する情報の取扱い方を自分自身で決定することが極めて重要である。すなわち、個人が、自己に関する情報にいつでもアクセスし、その情報内容を認識し、それが正しく管理されているか否かを点検でき、その管理された情報に誤りがある場合には訂正し、若しくはその情報の抹消を求めることができなければ、個人の尊厳、ひいては人格的自律や私生活上の平穏

を確保することができなくなる危惧が生ずることになる。

そこで、憲法13条で保障されるプライバシー権は、自由権的側面のみならず、自己に関する情報をコントロールする権利として捉えられている。

(2) 本件における前記コントロールする権利の意義

① 申立人乙さん及び丙さんが本件で謄写を求めているのは本件DNA型鑑定書であるが、捜査当局は、同鑑定書に基づいて、甲さんが死亡したと結論付けており、本件DNA型鑑定書は、甲さんの生死に関する情報にほかならない。この情報が、甲さんの「自己に関する情報」であることは明らかであるが、申立人乙さん及び丙さんにとって「自己に関する情報」といえるかが問題となる。

申立人乙さんは甲さんの実母であり、申立人丙さんは甲さんの実妹であるから、甲さんの生死に関する情報は、肉親として重大な関心事である。また、身元不明遺体Y女が甲さんであるかどうかは、甲さんが北朝鮮による拉致被害者として現在も行方不明状態にあるのか否かの判断に直結し、甲さんの生死に関する情報は、甲さんの救出に重大な影響を及ぼすことになる。

さらに、申立人丙さんは、本件DNA型鑑定に際して、Y女の髄液と対照する資料として同人の血液を、自らの意思と判断で提供しており、密接な利害関係をも有するものである。

以上のことから、甲さんの家族であって甲さんの生死に関して重大かつ密接な利害関係を有する申立人乙さん及び丙さんにとっても、甲さんの生死に関する情報は「自己に関する情報」であるといえることができる。

また、甲さんの生死に関する情報が申立人乙さん及び丙さんの「自己に関する情報」とはいえないとしても、少なくとも現在は、甲さん自らがその情報をコントロールすることが不可能であることから、肉親である申立人乙さん及び丙さんが、甲さんの「自己に関する情報」をコントロールする権利を、甲さんに代わって行使することができるというべきである。

② 「自己に関する情報」と家族の立場

前記のとおり、甲さんが自己の意思で失踪した可能性が低く、拉致被害者である疑いがあるという事情のもとでは、甲さんの生死に関する情報は、甲さんの肉親である申立人乙さん及び丙さんの「自己に関する情報」であるといえ、若しくは甲さんの「自己に関する情報」のコントロール権を、肉親である申立人乙さん及び丙さんが行使することができる。

このような判断が正当なものであることは、犯罪被害者等基本法及び犯

罪被害人等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「犯罪被害者保護法」という。）において、犯罪被害者の家族又は遺族を被害者本人と同様の権利の主体としていることから明らかである。

すなわち、犯罪被害者等基本法は、同法3条1項で、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とされているが、同条2項は「犯罪被害者等」を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう」としており、犯罪被害者の家族についても被害者と同様に「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される」とされている。

また、犯罪被害者保護法は、同法3条1項において、「刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。」としている（同法4条1項も同様の規定である。）。

このように、諸法令により、犯罪被害者の家族に対してもその尊厳にふさわしい処遇がなされるべきであるとされ、犯罪被害者の遺族に対して、一定の範囲ではあるものの、犯罪に関する情報の閲覧又は謄写が認められている。

甲さんについて、当連合会は、北朝鮮当局によって拉致された疑いがあると判断しており（前記第5）、甲さんの肉親である申立人乙さん及び丙さんに対しては、犯罪被害者の家族としての取扱いがなされなければならない。

したがって、甲さんの生死に関する情報は、申立人乙さん及び同丙さんにとって「自己に関する情報」若しくはそれに準じるものといえるから、申立人乙さん及び丙さんは、自己に関する情報をコントロールする権利を行使して、甲さんの生死に関する情報にアクセスし、その情報内容について説明を受け、その情報に誤りがある場合には、訂正、抹消を求めることができることになる。

- (3) DNA型鑑定書の謄写は認められるべきである

そして、申立人乙さん及び丙さんは、甲さんが死亡したとする捜査当局の判断を争っており、当該判断の根拠となった本件DNA型鑑定の結果の正確性を検証する機会が与えられなければならない。すなわち、申立人乙さん及び丙さんは、これまでに本件DNA型鑑定書を閲覧し、内容の一応の説明を受けてはいるが、捜査当局の対応により申立人乙さん及び丙さんによる本件DNA型鑑定の結果を検証できないのであれば、申立人乙さん及び丙さんの自己に関する情報をコントロールする権利を侵害することになるのであり、捜査当局は、申立人乙さん及び丙さんが、甲さんが死亡したとの認定の根拠となっている本件DNA型鑑定の結果を検証できるようにしなければならないのである。とりわけ、前記第4記載のとおり、本件DNA型鑑定の際にY女の資料は全て消費されているため、再鑑定は不可能であるから、本件DNA型鑑定の結果の検証が必要不可欠である。

そのためには、現在のDNA型鑑定手法の科学的到達点に立って分析・検討することが必要であるが、本件DNA型鑑定書を申立人乙さん及び丙さんに閲覧させるだけでは事実上検証は不可能であって、申立人乙さん及び丙さんに対する本件DNA型鑑定書（添付されているエレクトロフェログラム資料を含む。）の謄写が認められるべきである。なお、申立人乙さん及び丙さんは、本件DNA型鑑定書を謄写して内容を検証するための体制を既に確保している。

3 自己に関する情報をコントロールする権利と刑事訴訟法47条（訴訟記録の公判開廷前の公開禁止の原則）の定めとの関係

本件において、警察庁は、前記第4記載の警察庁長官宛ての照会に対し、刑事訴訟法47条が訴訟に関する書類を公開しないとの趣旨が「捜査・裁判に対する不当な影響を引き起こすことを防止する」ことにあるとし、本件DNA型鑑定書の写しを交付しなかったことも同趣旨からであったと回答している。

警察庁が指摘している刑訴法47条は、訴訟に関する書類について「公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」との原則を定め、ただし書きにおいて「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合には、この限りでない。」として例外を定めている。

この点、本件DNA型鑑定書の謄写が認められれば、申立人乙さん及び丙さんによって鑑定書の内容について現時点の科学的到達点からの検証が行われることになり、その結果次第では、Y女と甲さんが同一人物であるとする判断が否定される可能性があり、警察当局の「死」の判断の是正に直ちにつながる可能性がある。また、Y女と甲さんの同一性が否定されることになれば、甲さん

が北朝鮮の拉致被害者であるとの政府の認定にもつながり得る。したがって、甲さんの「生死」の判断の重要な根拠となる本件DNA型鑑定結果の検証のために刑訴法47条の公開禁止の措置を解除することは、公にする目的があり、またその必要性が極めて大きく、「公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合」（同条ただし書）に当たるといえる。

また、この場合において、警察庁が申立人乙さん及び丙さんに対して本件DNA型鑑定書の謄写を認め、申立人乙さん及び丙さんによる検証の結果として、Y女と甲さんが同一人物でないと判断され、かつ、Y女のDNA型が特定された場合には、その事実を公表することによりY女に対するプライバシー権侵害が発生する可能性がある。しかし、Y女は既に死亡しており、Y女のDNA型についての情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で保護される個人情報には該当しない（同法2条2項）。また、DNA型に関する情報は個人のセンシティブ情報であるが、今後、Y女の氏名などが判明してY女が誰であるか具体的に個人として特定されない限り、特定の個人のプライバシー権の侵害は生じないところ、Y女の鑑定資料が全て消費されているとする山梨県警察本部の回答を前提とする限り、今後、Y女の氏名等が特定される可能性は極めて小さい。したがって、本件DNA型鑑定書が謄写され、その結果としてY女のDNA型が公表されることになったとしても、関係者の名誉やプライバシーの侵害等の弊害発生のおそれは極めて小さいといえる。

以上のとおり、本件DNA型鑑定書を開示することの目的や必要性、また、名誉・プライバシーの侵害等の弊害のおそれの観点からの検討によれば、申立人乙さんと同丙さんによる、自己に関する情報をコントロールする権利の具体的な行使としての本件DNA型鑑定書の謄写の請求は、刑事訴訟法47条によって制約されないものというべきである（なお、最高裁第三小法廷平成16年5月25日決定は、「同条ただし書きの規定による『訴訟に関する書類』を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該『訴訟に関する記録』を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきもの」であるとしており、当連合会の判断は上記最高裁決定の判断に沿うものである。）。

4 本件DNA型鑑定書の謄写に際して人権保護上配慮すべきこと

既に検討したとおり、本件DNA型鑑定書が謄写され、その結果としてY女のDNA型が公表することによってY女に対するプライバシー権の侵害が生じる可能性は極めて小さいといえるが、他方で、Y女が具体的な個人として特定

される可能性がないともいい切れない。そうであるとすれば、その可能性が認められる限り、Y女に対するプライバシー権を侵害する事態は回避されなければならない。

そこで、当連合会としては、申立人らに対し本件DNA型鑑定書の謄写が認められた際には、申立人らが本件DNA型鑑定書に基づく検証を行い、その結果、Y女と甲さんとのDNA型が一致せず、かつ、将来Y女が具体的な個人として特定された場合を想定し、Y女のDNA型を社会的に公表しないことを警察庁に予め誓約するなどして、Y女のプライバシー権に最大限の配慮をすることを強く求める。

5 小括

以上に検討したとおり、申立人乙さん及び同丙さんは、憲法13条によって保障される自己に関する情報をコントロールする権利に基づき、自己に関する情報若しくはそれに準じる、甲さんの生死に関する情報である本件DNA型鑑定書の謄写を求める権利を有している。

そして、警察当局が鑑定書の謄写を拒むことは、申立人乙さん及び同丙さんの同権利を侵害するものであるから、警察当局は鑑定書を申立人乙さん及び丙さんに謄写させなければならない。刑事訴訟法47条は、警察当局が本件DNA型鑑定書の謄写を拒む根拠とはならない。

ただし、本件DNA型鑑定書の謄写が実現した後、将来においてY女が誰であるか特定され、鑑定書の公表により当該人物のプライバシー権を侵害することがないように、申立人乙さん及び丙さんは、将来Y女のDNA型が判明したとしても公表することがないように誓約すべきである。

第7 まとめ

以上のとおり、本件の場合において、捜査当局が、前記DNA型鑑定書を申立人乙さん及び丙さん並びに同代理人らに謄写させることを拒んでいるのは、申立人乙さん及び丙さんに対する憲法13条違反の人権侵害であるから、「第1 結論」のとおり、警察庁長官に勧告すべきである。

以 上

(別紙)

2005年(平成17年)3月付け「北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件調査報告書」において認定された甲さんにかかる事実経過(抜粋)

ア 失踪時の状況

甲さん(1964〔昭和39〕年生。失踪時20歳。以下「甲さん」という。)は、当時山梨県甲府市に両親、妹(丙さん)と一緒に住んでいた。甲さんは、1982年(昭和57年)県立甲府東高校を卒業し看護学校に入学したが、その後同校を中退し、1984年(昭和59年)当時は、大学受験生であった。

同年6月4日(月)朝10時ころ、甲さんは母親に「図書館に行く」と言って、50ccのバイクで自宅から出かけた。家の裏で駐車場の工事をしていた叔父にも、「行ってくるね」と声をかけたのを最後に、そのまま失踪して現在に至っている。

イ 警察の捜査活動と日本政府の判断について

a 警察の捜査について

失踪から4日後の6月8日、柏崎警察署から自宅に、新潟県柏崎市荒浜海岸に甲さんのセカンドバッグ(ポシェット)が落ちていたとの連絡が入った。セカンドバッグの中には、現金8,507円とバイクのキイの入った財布及び免許証等が入っていた。翌9日、家族は新潟県警察本部へ、翌1985(昭和60)年4月15日には山梨県警察本部にそれぞれ捜索願を出している。2004(平成16)年1月29日、申立人らは、山梨県警察本部に対し、国際移送目的略取誘拐罪の容疑で告発をした。

ところで、荒浜海岸で甲さんのセカンドバッグが発見された日から13日後である1984(昭和59)年6月21日に山形県遊佐町に漂着した遺体(以下Y女という)について、山梨県警は、1984(昭和59)年7月5日の時点で情報を入手している。山梨県警は、Y女の遺体情報を入手した18年後の2003(平成15)年になって、Y女の骨髄と甲さんの妹である丙さんから採取した血液とを使ってDNA鑑定を行った。鑑定はまず、2003(平成15)年5月、警察庁科学警察研究所で行い、同年6月上旬、甲さんである可能性はあるが断定できない旨の回答を得たため、同年10月上旬、名古屋大学に対して再度鑑定依頼をしたところ、Y女は甲さんであるとの鑑定結果がでた。そこで、2004(平成16)年3月4日、丙さんに鑑定結果が電話で伝えられ、

翌日（3月5日）には公表された。しかしながら、下記の理由からY女は甲さんの遺体ではない可能性もある。なお、山梨県警は、DNA鑑定結果が出た後も、拉致の可能性も完全には排除できないとして、捜査を継続すると甲さんの家族に通知している。

b 日本政府は、拉致被害者と認定していない。

ウ 北朝鮮当局による拉致の可能性

以下述べる事情から総合的に判断すると、上記遺体Y女は甲さんではなく、甲さんは北朝鮮当局により拉致された疑いがある。

a DNA鑑定結果と一致しない多数の事情が存在する

- 1) 歯科医師がY女の遺体写真及び司法解剖鑑定書を見て確認したところによると、遺体にはフィッシャーシーラント（小窩裂溝封鎖材＝歯の表面に存在する溝やくぼみのような虫歯になりやすい不潔部位をなくすために、これを封鎖して、虫歯の発生を予防するための材料）による治療痕が認められる。他方、甲さんは歯が良く、そのような治療をしていない。
- 2) 甲さんの歯は歯医者にほとんどかかっていたほどに健康であった。これに対して遺体からは13本抜け落ちている上、残存していた18本の歯のうち10本に治療痕が認められた。
- 3) 甲さんの母親及び妹が司法解剖鑑定書、遺留品の写真、身元不明死亡票（遺留品の衣類のサイズなど記載）で確認したところによると、遺体の着衣（ジーンズ、ブラジャー、ガードル）のサイズが甲さんの体形と合わず、遺体のジーンズ、下着、白のネックレスなども含めて、いずれも甲さんが持っていたものではない（遺体のジーンズは皮をほどこしている珍しいデザインであり、ノスタルジックスペンドというクラシックカーに乗った男性の絵のロゴの製品であるが、甲さんはそのようなジーンズを持っていない）。
- 4) 司法解剖鑑定書によると、遺体のサイズは、頭頂部から臀部下端まで（いわゆる座高の長さ）が95cmであるが、甲さんの座高の長さと7.6cmも食い違いがある。
- 5) 遺体の損傷が激しく（頭部及び切断された上肢左腕は白骨化していること、両脚・右腕は切断されていること、胴体は死ろう化が進んでいること）、写真からは性別・年齢を含めて人物の特定ができない。
- 6) DNA鑑定の「試料」を取り違えた可能性も否定できない。
- 7) 下記b乃至eの事情が存在する。

b 目撃証言

2003年（平成15年）5月2日付の雑誌「フライデー」には、平壤市にある「5454部隊」で何度か見かけた女性が「甲さんにそっくり」であるとA氏が証言したことが書かれている。

c 失踪の理由が見当たらない（事故、自殺の可能性はない）

甲さんは、失踪当時、大学を目指して受験勉強とアルバイトを行うという規則正しい生活を送っていた。したがって、家出や自殺など自らの意思により失踪する理由は見当たらない。また、事故に巻き込まれた事情もない。

d 失踪時の状況が不自然である。

新潟県柏崎市荒浜海岸でセカンドバッグが見つかったと連絡が入った翌日（6月9日）、両親と叔父（父の弟）の3人が現地に出向き、警察官の案内で荒浜海岸を歩き、辺りを搜索した。しかし、甲さんの自殺に結びつくような痕跡はなかった。

また、甲さんは外出時に、セカンドバッグだけではなく、ショルダーバッグ（縦30cm、横50cm程度、ジーンズとカーディガンが1枚ずつ入る程度の大きさ）を持って出かけた。これは図書館通いの時の通常の持ち物だが、発見されていない。

e その他の事情について

1) セカンドバッグが発見された時点は、1978（昭和53）年に蓮池薫さんらが拉致された現場からわずか2～3kmの距離にあり、北朝鮮工作員が出入りしていた可能性が高い。本件地点より東方向の新潟市海岸では1977（昭和52）年に横田めぐみさんも拉致されている。

2) 失踪数1ヶ月ほどしてから、自宅に無言電話が入った。妹（丙さん）が、甲さんだと確信して話しかけても、電話の相手はじっと耳を澄ましている様子であり、やがてすすり泣くような声が聞こえて15分後には電話は切られている。

以上のとおり、DNA鑑定結果が公表されているものの、遺体Y女と甲さんの同一性を疑わせる多数の事情が存在することから、遺体Y女と甲さんの同一性についての疑問が完全に払拭しきれしていない。しかも、上記b乃至eの各事情も考慮すると、甲さんについて北朝鮮当局により拉致された疑いがある。